

香芝市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月29日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市規則第5号

香芝市事務分掌規則の一部を改正する規則

香芝市事務分掌規則（平成5年規則第3号）の一部を次のように改正する。

「福祉健康部

第2条中 「生活安全課 防犯交通係
危機管理室 危機管理係」 を削り、

		「生活安全部	生活安全
児童福祉課	児童福祉係		危機管理
社会福祉課	福祉政策係	福祉部	社会福祉
	障がい福祉係	を	
生活支援課	生活支援係		生活支援
保健センター	指導係	健康部	児童福祉 保健セン
課	防犯交通係		
課	危機管理係		
課	福祉政策係		
	障がい福祉係	に改める。	
課	生活支援係		
課	児童福祉係		
ター	指導係	」	

第5条企画推進係の項第12号を削る。

第14条を削り、第15条を第14条とし、第16条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

（生活安全課の事務分掌）

第16条 生活安全課の事務分掌は、次のとおりとする。

防犯交通係

- (1) 防犯思想の普及及び指導に関する事。
- (2) 地域安全活動の推進に関する事。
- (3) 暴力団の排除に関する事。
- (4) 交通安全対策の企画及び事業に関する事。

- (5) 交通安全思想の普及及び指導に関すること。
- (6) 交通安全運動の推進に関すること。
- (7) 放置自転車等の対策に関すること。
- (8) 自転車駐車場に関すること。
- (9) デマンド交通、コミュニティバスその他の地域公共交通に関すること。
- (10) 自動車駐車場に関すること。

第17条を次のように改める。

(危機管理課の事務分掌)

第17条 危機管理課の事務分掌は、次のとおりとする。

危機管理係

- (1) 危機管理の総括に関すること。
- (2) 防災対策及び国民保護対策の総合調整に関すること。
- (3) 防災会議及び災害対策本部に関すること。
- (4) 災害救助法（昭和22年法律第118号）に関すること。
- (5) 国民保護対策本部及び国民保護協議会に関すること。
- (6) 自主防災組織に関すること。
- (7) 防災訓練及び防災意識の啓発に関すること。
- (8) 消防団に関すること。
- (9) 奈良県広域消防組合に関すること。
- (10) 自衛官の募集事務に関すること。

第31条を第32条とし、第20条から第30条までを1条ずつ繰り下げ、第19条の次に次の1条を加える。

(児童福祉課の事務分掌)

第20条 児童福祉課の事務分掌は、次のとおりとする。

児童福祉係

- (1) 子育て支援に関すること。
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による保護措置に関すること。
- (3) 家庭児童相談に関すること。
- (4) ひとり親家庭の相談及び自立支援に関すること。
- (5) 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。
- (6) 支援対象児童等に関すること。
- (7) 香芝市子育て支援センターの管理及び運営に関すること。
- (8) 子ども・若者育成支援に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日に現に次の表の右欄に掲げる所属の課長、所長、課長補佐、主幹、副主幹、主査若しくは主任に補せられ、又は当該所属に勤務を命ぜられている者で、別に辞令の発せられないものは、この規則の施行の日にそれぞれ同表の左欄に掲げる所属の課長、所長、課長補佐、主幹、副主幹、主査若しくは主任に補せられ、又は当該所属に勤務を命ぜられたものとする。

新所属	旧所属
生活安全部生活安全課	市民環境部生活安全課
生活安全部危機管理課	市民環境部生活安全課危機管理室
福祉部社会福祉課	福祉健康部社会福祉課
福祉部生活支援課	福祉健康部生活支援課
福祉部児童福祉課	福祉健康部児童福祉課
健康部保健センター	福祉健康部保健センター
健康部介護福祉課	福祉健康部介護福祉課
健康部国保医療課	福祉健康部国保医療課
健康部保険料収納課	福祉健康部保険料収納課